

スポーツ仲裁規則 新旧対照表

現行	改正後
第 28 条 (審問期日)	
<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p>	<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p> <p><u>1 の 2 スポーツ仲裁パネルは、当事者の意見を聴く機会を設けた上で、審問期日を、ビデオ会議その他の通信手段による方法により開くことができる。</u></p>
	<p><u>附則 16</u> <u>この規則は、2020 年 10 月 9 日から施行する。</u></p>

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 新旧対照表

現行	改正後
第 33 条 (審問期日)	
<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p>	<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p> <p><u>1 の 2 スポーツ仲裁パネルは、当事者の意見を聴く機会を設けた上で、審問期日を、ビデオ会議その他の通信手段による方法により開くことができる。</u></p>
	<p><u>附則 10</u> <u>この規則は、2020 年 10 月 9 日から施行する。</u></p>

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則 新旧対照表

現行	改正後
第 33 条 (審問期日)	
<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p> <p><u>1 の 2 スポーツ仲裁パネルは、当事者の意見を聴く機会を設けた上で、審問期日を、ビデオ会議その他の通信手段による方法により開くことができる。</u></p>
	<p><u>附則 11</u> <u>この規則は、2020 年 10 月 9 日から施行する。</u></p>

加盟団体スポーツ仲裁規則 新旧対照表

現行	改正後
第 28 条 (審問期日)	
<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p>	<p>1 審問期日及び場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。</p> <p><u>1 の 2 スポーツ仲裁パネルは、当事者の意見を聴く機会を設けた上で、審問期日を、ビデオ会議その他の通信手段による方法により開くことができる。</u></p>
	<p><u>附則 5</u> <u>この規則は、2020 年 10 月 9 日から施行する。</u></p>

スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程
新旧対照表

現行	改正後
第3条 (業務の場所)	
1 日本スポーツ仲裁機構の業務は、その事務局の所在地（東京都渋谷区神南2丁目1番1号国立代々木競技場内/電話 03-5465-1415/FAX03-3466-0741/ 電 子 メ ー ル info@jsaa.jp）において行う。	1 日本スポーツ仲裁機構の業務は、その事務局の所在地（ <u>東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 905</u> / <u>電話 03-6812-9257/FAX 03-6812-925/電子メール info@jsaa.jp</u> ）において行う。
	<u>附則5</u> <u>この規則は、2020年10月9日から施行する。</u>